

茨城県

申込締切

7/31 水

子育て支援員研修

令和6年度



あなたも受講してみませんか？



「子育て支援員」とは？

国の定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けたことにより、保育や子育て支援分野の各事業に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる方のことです。研修修了者は「子育て支援員」として、茨城県が認定します。（国家資格ではありません）

「子育て支援員」になると

小規模保育事業等の保育分野や地域子育て支援拠点等の子育て支援分野に従事することが期待されます。

なぜ「子育て支援員」が必要なのか？

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」によって、小規模保育事業、家庭的保育事業等の地域型保育事業や、地域子ども・子育て支援事業等の担い手となる人材を確保する必要性が増加しています。そこで、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野等の各事業に従事することを希望する方、または従事している方等を対象として、必要な知識や技能等を修得した「子育て支援員」を養成する研修を実施します。全課程受講修了者には、「子育て支援員」として全国で通用する修了証書が発行されます。



研修の受講対象者は？

県内に在住・在勤・在学の方で、地域において保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方、既に従事されている方が対象です。

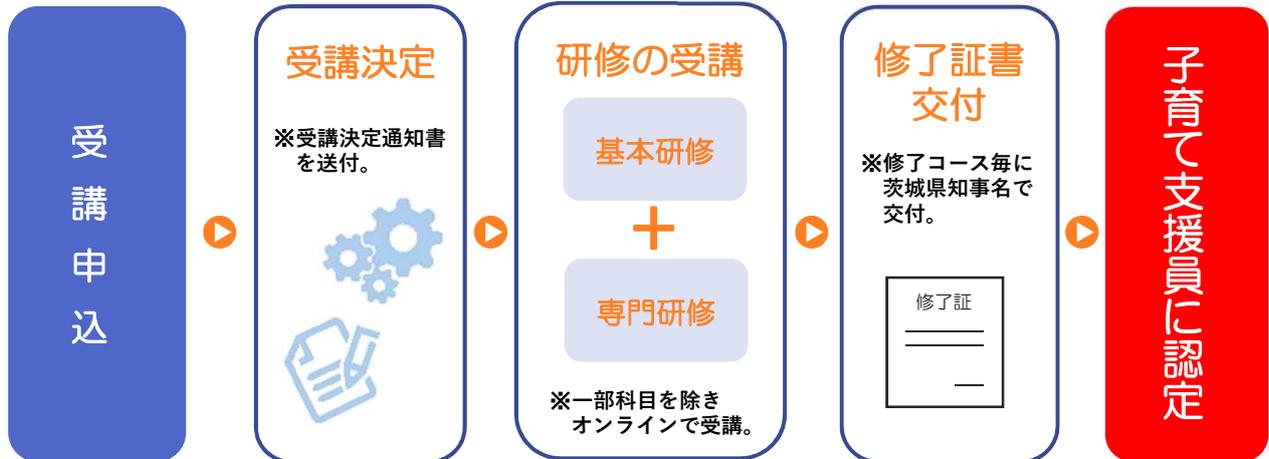


参加費について

研修受講料は無料です

ただし、オンライン研修の通信費、集合研修会場への交通費等は自己負担です。

申込から修了証交付までの流れ



コースの種類と概要



受講対象者



茨城県に在住・在勤・在学の方で、茨城県内において、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方、または従事している方。

研修申込について

申込ホームページ（受付期間 7/1（月）～7/31（水））

研修を申し込まれる方は、こちらのホームページにアクセスしてください。

令和6年度茨城県子育て支援員研修事務局（東京リーガルマインド）

<https://public.lec-jp.com/kosodate-ibaraki/>

郵送必要な書類がある場合を除き、オンラインのみで申し込み可能です。



「いばらき保育人材バンク」（茨城県が運営する、保育の仕事を紹介する無料職業紹介所）に登録していただくと、以下のような支援を受けることができます。研修を受講する方は、登録のご検討をお願いいたします。

- ・保育士資格をお持ちで就業していない方→保育施設への就業あっ旋
- ・保育士資格がなく就業していない方→保育施設への就業あっ旋、保育士資格取得支援
- ・保育士資格がなく就業している方→保育士資格取得支援

いばらき保育人材バンクポータルサイト

<https://hoiku.pref.ibaraki.jp/>



研修スケジュール

スケジュールの詳細は別紙実施要項をご確認ください。

●eラーニング視聴可能期間

8/29（木）～11/29（金）

●地域保育コース「心肺蘇生法」（実技科目）

地域保育コース（地域型保育、一時預かり事業）を受講する方は、集合研修で実施する「心配蘇生法」の受講も必須です。次の日程で開催予定ですので、研修申込時に希望日時を選択してください。

実施日	日時	会場
10月28日(月)	10:00～12:00	セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（茨城県総合福祉会館） （住所：水戸市千波町1918）
	13:00～15:00	
	16:00～18:00	
10月29日(火)	10:00～12:00	茨城県県南生涯学習センター （住所：土浦市大和町9番1号 ウララビル5階）
	13:00～15:00	
	16:00～18:00	
11月14日(木)	10:00～12:00	セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（茨城県総合福祉会館） （住所：水戸市千波町1918）
	13:00～15:00	
	16:00～18:00	

●地域子育て支援コース「事前学習」「見学実習」

地域子育て支援コース（利用者支援事業基本型）を受講する方は、eラーニングのほかに、専門研修の「事前学習」及び「見学実習」があります。



研修受講にあたって



基本研修の免除

原則として【基本研修】を修了後に、【専門研修】を受講していただきます。ただし、**次の方は基本研修の免除が可能です**。対象となる方は当該資格証明書等の写しを**郵送**してください。

※氏名が異なる場合は戸籍抄本の写しも併せて提出してください。

これまでに基本研修を修了している方



基本研修修了証明書の写し

保育士・社会福祉士



資格証明書の写し

幼稚園教諭、(正)看護師、保健師の資格を有し、かつ日々子どもと関わる業務に携わっている方



- ① 資格証明書の写し
- ② 子どもと関わる業務に携わっていることの証明書類
(社員証の写し、在勤証明書等)

利用者支援事業・基本型について

【利用者支援事業・基本型】を受講される方は、以下の条件がございます。

- 相談およびコーディネート等の業務内容を必須とする市町村長が認めた業務に、1年以上の実務経験を有していること。
- これを証明する「**実務経験証明書**」を**郵送**してください。
(実務経験証明書の書式は事業ホームページからダウンロードしてください)

その他

- 定員を超えて申し込みがあった場合は、就業状況等を勘案したうえで受講決定をさせていただくことがあります。その結果、受講できない場合はその旨をご連絡いたします。
- 研修を修了したと認められた方には、修了証書を交付します。なお、やむを得ない理由により一部の科目しか履修できなかった場合は、「一部科目修了証書」を交付します。
- 本研修は受講修了者を「子育て支援員」として認定するものであり、修了後の雇用先を紹介および保証するものではありません。
- オンライン研修の通信費、研修会場までの交通費・駐車場代・昼食代、見学実習に関わる費用は受講者負担です。

提出書類郵送先

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル

株式会社東京リーガルマインド 福祉支援本部
茨城県子育て支援員研修事務局

問い合わせ先

☎ 03-5913-6225 (平日 9:00~17:00)

✉ ibaraki-kosodate@lec-jp.com

※ 提出書類はご郵送ください。(メール不可)

